第九条		
［略］	［略］	［略］
	災害復旧事業費	原子力災害事後対策（原子力災害対策特別措置法第二条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下本条及び別表第二第三号において同じ。）に要する経費
［略］	［略］	［略］

2　原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）があった時から原子力緊急事態解除宣言（同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間における災害対策基本法施行規則の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条	［略］	［略］
第六条第一項	令	原子力災害対策特別措置法施行令第八条第二項の規定により読み替えて適用される令

第九条		
［同上］	［同上］	［同上］
	災害復旧事業費	原子力災害事後対策に要する経費
［同上］	［同上］	［同上］

2　原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。）があった時から原子力緊急事態解除宣言（同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間における災害対策基本法施行規則の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十号）の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。